

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年 3 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第58号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成25年 4 月 1 日とする。